HOYA健康保険組合 “扶養状況事前チェックシート”

※健康保険の扶養とは、「主として被保険者により生計維持している。」状態をいいます。※

※扶養認定および再認定時に、「主とした生計維持者になれる可能性のある方に関しても収入に関する証明が必要です。※

被扶養者は、75歳未満です。（75歳以上は後期高齢者医療制度の対象者のため被扶養者になれません。）

＝＝＝被扶養者の追加申請をする前に、下記内容をチェックしてください。＝＝＝

YES

被扶養者は、

配偶者（内縁関係も可）
子・孫
兄・姉、弟・妹
父母・祖父母などの被保険者の直系尊属
です。

YES

被扶養者は、

左記以外の3親等内の親族
被保険者の配偶者（内縁関係も可）の父母・連れ子
配偶者（内縁関係も可） 死亡後の父母・連れ子です。

<被保険者と同居していることが条件になる人>

同居しています。

YES

NO

- 被扶養者と 同居しています。

（被扶養者になれる人は原則として国内居住者に限られます。
ただし、業務上の海外赴任に帯同または、
海外に居住していても留学している学生など生活の基礎が国内にあると認められた場合）

NO

被扶養者と 別居 の場合は、

- 被扶養者の年収 ＜ 被保険者からの仕送り額
- 被扶養者と同居している世帯の中に主とした生計維持者がいない。

こと必要がです。

YES

被扶養者の年収（給与、年金等）は、
130万円未満
（60歳以上の方または障害者は年収180万円未満）
かつ
被保険者の年収の2分の1未満であることが必要です。
ただし
2分の1以上であっても総合的に認められることもあります。

失業給付を受けようとしている、または
受けている場合は被扶養者にはなれません。

NO

YES

NO

次ページにお進みください。

被扶養者ではありません。

令和4年2月1日現在

このページは提出 <不要> です。

健康保険　扶養状況確認および誓約書

＝＝＝複数の被扶養者を申請するときは各被扶養者毎に提出してください。＝＝＝
（事業所間異動時は不要）

Ｎｏ.2

扶養申請対象者	（氏）	（名）	続柄		生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	年齢	性別	男　女

1	扶養申請理由　＝＝＝　いずれかの左の □ に ☑ をしてください。　その他のときは理由を詳しくご記入ください。　＝＝＝																
□	被保険者の入社	□	退職	□	結婚・出産・介護	□	病気療養等	□	出生	□	その他　（						
2	扶養申請対象者の前健康保険加入状況　＝＝＝　いずれかの左の □ に ☑ をしてください。　無保険のときは資格喪失日をご記入ください。　＝＝＝																
□	国民健康保険	□	健康保険組合	□	任意継続保険	□	その他（共済組合など）	前健保資格喪失日	令和		年		月		日		
3	扶養申請対象者の現在の状況　＝＝＝　いずれかの左の □ に ☑ をしてください。　その他のときは理由を詳しくご記入ください。　＝＝＝																
□	未就学	□	学生	□	就業者および自営業者	□	退職者（退職日）	令和		年		月		日	⇒	任意継続保険加入　有　無	
□	年金等受給者　（老齢基礎年金）　（老齢厚生年金）　（遺族年金）　（障害年金）　（企業年金）　＝＝＝年金の種類を ○ で囲んでください。＝＝＝																
□	雇用保険受給	有　無	受給終了日	令和		年		月		日	□	無職・無収入	□	その他			
4	扶養申請対象者には被保険者以外に生計維持している親族がいますか？										有　無	＝＝＝いずれかを ○ で囲んでください。＝＝＝					
5	被保険者（申請者）の生計費　＝＝＝　健康保険における扶養関係とは【被扶養者は被保険者によって主とした生計維持されている関係】を指します。下記、生計費（生きていくために必要な費用）は扶養認定審査上必要な情報です。　＝＝＝																

被保険者			健保使用欄
収入	給与（月額）	円	
	行政からの子供手当等（月額）	円	
		円	
	合計	円	

扶養申請対象者

収入	給与等（月額）	円		支出＜別居の場合＞	項目	費用負担者	送金先	月額	健保使用欄
	年金等（月額）	円			住居費（家賃・住宅ローン等）（月額）			円	
		円			食費（月額）			円	
	＜別居の場合＞　被保険者からの仕送り（月額）	円			水道・光熱費（月額）			円	
	＜別居の場合＞　被保険者以外からの仕送り（月額）	円						円	
	合計	円			合計			円	

6	誓約欄　＝＝＝　各項目の左の欄に、チェック ☑ をしてください。　＝＝＝
□	HOYA健康保険組合が実施している家族の健康維持・予防事業としての健（検）診等の対象者である場合は、 積極的な参加を促し、医療費の節減に協力します。
□	扶養申請対象者の年間収入が被保険者の収入の1/2を超過した。もしくは、130万円（60歳以上または障害者は年収180万円）を超過したときは、被扶養者を削除するために、5日以内に「被扶養者（異動）届」に「健康保険被保険者証」を添付し事業主を経由して提出します。
□	被扶養者が別居になった場合は、再度扶養認定審査を受けます。
□	「雇用保険の受給開始」または「就職」したときは、5日以内に「被扶養者（異動）届」に「健康保険被保険者証」を添付し事業主を経由して提出します。
□	扶養削除手続きが遅延しても、「事由発生日」にさかのぼり、扶養削除となることに対し、異議申し立てしません。
□	扶養削除対象者が、削除事由発生日後に、HOYA健康保険組合の健康保険証を使用したときは、その医療費を全額返納します。

ＨＯＹＡ健康保険組合　理事長殿

上記の記載事項に相違ないことを誓約し申請します。

被保険者

氏名

被扶養者認定に必要な添付書類

●同居していなくてもよい人			
区分		所得に関する証明	添付書類 同居・別居の確認ができるもの
配偶者（内縁関係可）		★	☆
子	（18歳以上）	★	
	（18歳未満）		
兄・姉 弟・妹	（18歳以上）	★	
	（18歳未満）		
父母		★	

●同居していなければいけない人			
区分		所得に関する証明	添付書類 同居の確認ができるもの
義父母		★	☆
連れ子	（18歳以上）	★	
	（18歳未満）		

上記の4の回答が【有】だったときは、その方の所得に関する証明が必要です。

◆別居の場合はプラス、仕送証明

★添付書類は状況に応じて別途追加提出していただくことがあります。

詳しくはこちらをご参照ください。　http://hoya-kenpo.or.jp/tetsuzuki/index_fuyou/fuyousha_tenpu/

令和4年2月1日現在